

鈴鹿市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和 7 年 1 月 2 3 日

鈴鹿市長 **末松 則子**

鈴鹿市条例第 1 号

鈴鹿市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例

鈴鹿市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年鈴鹿市条
例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように
改める。

改 正 後	改 正 前
（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる 用語の意義は、当該各号に定めるところによ る。 （1） 略 （2） 特定個人情報 法第 2 条第 9 項に規 定する特定個人情報をいう。 （3） 個人番号利用事務実施者 法第 2 条 第 13 項に規定する個人番号利用事務実施 者をいう。 （4） 情報提供ネットワークシステム 法 第 2 条第 15 項に規定する情報提供ネット ワークシステムをいう。 （5）・（6） 略	（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる 用語の意義は、当該各号に定めるところによ る。 （1） 略 （2） 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規 定する特定個人情報をいう。 （3） 個人番号利用事務実施者 法第 2 条 第 12 項に規定する個人番号利用事務実施 者をいう。 （4） 情報提供ネットワークシステム 法 第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネット ワークシステムをいう。 （5）・（6） 略

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。